

教育再生懇談会（委員懇談会） 議事要旨

日 時：平成20年7月28日（月）10：00～12：00

場 所：虎の門パストラルホテル「しらかば」

出席者：大野官房副長官、岩城官房副長官、山谷総理大臣補佐官、有識者9名

（安西座長）

ただいまより、教育再生懇談会（委員懇談会）を開催する。委員の皆様におかれては、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、「今後の検討課題」について、事務局から資料説明をお願いする。

【今後の検討課題について】

○事務局より、資料1「今後の検討テーマについて（案）」について説明

（篠原委員）

「中長期的視点に立った検討テーマ」に「主権者教育、宗教（心）に関する教養教育」が挙げられているが、この懇談会でぜひ取り組むべきだ。選挙権を18歳に引き下げようという中、喫緊の課題だ。今でも若者の投票率は低いのに年齢を引き下げると、全体の投票率を更に下げかねない。選挙権の引き下げは投票の意義を学校できちんと教えることとセットでなくてはならない。

（田村委員）

幼児教育の無償化について、財源のみならず、その教育内容についても議論すべきである。

（小川委員）

「道州制の下における教育」を議論する前に、教育行政における地方分権の整理をすべき。

（安西座長）

いただいた意見を踏まえ、事務局にて議論の進め方について整理してほしい。

【携帯電話の有害情報から子供を守るための方策について】

○事務局より、資料2「携帯電話の有害情報から子供を守るための方策について（論点メモ）」について説明

(若月委員)

NHKの中学生日記に出演し、携帯電話禁止をテーマに中学生と議論した。携帯電話がこれだけ普及している現状を踏まえると子供たちに携帯電話を持つなど言うのは現実的ではなくなっている。一日400通以上メールしている中学生もいて、子供たちは携帯電話にどっぷり浸かっている。

品川区では機能限定携帯電話の「守るっち」を貸与しているが、メールがないと携帯電話を持つ意味がないと言ったり、GPS機能には抵抗感を持っている子供もおり、中学生の40%は自分の携帯を持っている。

また、中学生に関係する提言を出すのであれば、なぜ自分たちの意見を聞いてくれないのかと言われた。

論点メモでは「必要がない限り小中学生が携帯電話を持つことがないように」と記述がある一方で「有害情報から小中学生を守るために」と記述があるが、どちらに重きを置いているのか散漫である。携帯電話を持たないということは事実上不可能であり、子供たちを有害情報から守る具体的方策や、情報リテラシー教育をどうするかを考えるべきではないか。

(篠原委員)

携帯電話を持たせることを前提に議論するのはいかなものか。落としどころは携帯電話の機能限定となるかもしれないが、まずは携帯電話を持たせないようにするにはどうしたらいいから議論すべきではないか。論点メモのタイトルは「子供の携帯電話の保持、利用の在り方」というように変えた方がよい。

自治体の取組にも、子供にできるだけ携帯を持たせないようにする取組と子供が有害情報に触れないようにする取組の二通りあるので分けて紹介すべき。

携帯電話を子供にを持たせないようにする条件整備として公衆電話を増やすべきとの意見がある。また、公衆電話の設置場所の高さが小学生低学年には扱いづらいという意見もある。条件整備について細やかに対応した上で、それでも持つ場合にはどのようなことに配慮すべきという議論になるのではないか。

(赤田委員)

現状を踏まえると携帯電話を持つなどという意見は乱暴かもしれないが、持たせないという議論から入り、持つのであればデメリットを理解した上で持たせる。そして、持つならばどう有害情報から守るのかという議論があるのであり、平行して議論しなければならない。また、情報を流す側の責任や、保護者、子供、教員の情報リテラシーを高める方策の議論も必要である。

(若月委員)

持たせないと提言していくのであれば、「必要がない限り」という言葉では腰が引けているのではないか。NHKの中学生日記に出演していた中学生は「携帯電話は必要であり、親も必要性を認めている。必要性は個々人で違う」と言っていた。批判を受けることを覚悟してでも毅然とした提言をすべき。

(篠原委員)

第一次報告において、この表現で提言している。表現は変えてもよいかもしれないが、問題は第一次報告を踏まえて具体策をどのように進めていくかである。

(若月委員)

今回の提言で具体策を提示する際に「持たせない」というニュアンスを強めていくべき。

(山谷総理大臣補佐官)

群馬県太田市では「携帯電話を持たせないようにしましょう」という教育長アピールを平成20年7月に出されており、佐賀県佐賀市でも「原則、携帯電話を持たせない」と呼び掛けている。また、石川県野々市町では町民会議というものを作り、学校や公民館等に看板を設置して携帯電話を持たせないように呼び掛けている。

18歳未満の女性で出会い系サイトに関係した被害は1ヶ月で100件が検挙されている。硫化水素自殺も、未遂も含めると10代、20代で毎月80件程度起きている。

(篠原委員)

地域のこのような動きが全国的に出てくると落としどころも生きてくる。

(木場委員)

携帯電話の利用についてルールを定めていない家庭が多いのに驚いた。携帯電話を持つリスクを早めに伝えて予防することが大切である。また、携帯電話を持っていない子供の保護者に選択できる情報を与えることが大切である。

(池田委員)

携帯電話を持たせないという原則を表に出すべきである。例外として持たざるを得ない場合でも何らかの制約を課すべきだと思う。原則と例外をはっきり

させてほしいという教員の声もある。

(篠原委員)

学校が持ち込み禁止にしているのに守っている子供と守っていない子供がおり、携帯電話を持っていない子供がグループの中でいじめにあうという問題も出ている。

(田村委員)

今年の中学生のディベート全国大会におけるテーマは、子供に携帯電話を持たせることを禁止すべきかどうかであり、いろいろな意見が出ていた。現在は、携帯電話の便利な点、不便な点、問題点について整理ができていない状況にある。整理をして世の中に訴えていく必要がある。

(池田委員)

携帯電話に関わっている企業が、様々な現象に対して若干後追いになっている印象がある。企業の社会的責任を強く訴えていく必要がある。

(安西座長)

携帯電話を子供に持たせないよう法規制することはいかなものかと思っ
ているが、強いキャンペーンを行うことは大事である。きめの細かな整理をや
っていくことも大切であり、第二次報告に向けて前向きな姿勢で取り組みたい。

(山谷総理大臣補佐官)

ブラックリストによるフィルタリングの装着が標準となっているが、ホワイ
トリストによるフィルタリングを標準にしてほしいという保護者もいると思
うし、更にアクセス対象を限定したウルトラホワイトリストがほしいという保護
者もいるのではないか。数種類のフィルタリングがあつて良いはずであり、企
業の自主規制に疑問を感じている。

(安西座長)

かなりきめの細かい議論が必要なので、ワーキンググループを作る方向で事
務局と相談して検討させていただく。

【教科書の質・量の充実について】

○各国及び日本の数学、理科、国語の教科書、品川区、世田谷区、東京大学の
作成した独自の教科書を閲覧

- 長崎国立教育政策研究所総合研究官より、資料3-1「算数・数学教科書のあり方―国際比較を中心に―」について説明
- 小倉国立教育政策研究所総括研究官より、資料3-2「海外から学ぶ理科教科書を充実させる方向性」、資料3-3「College Boardの「AP試験」」について説明
- 山谷総理大臣補佐官より、資料3-4「大学発教育支援コンソーシアム」について説明
- 事務局より、資料3-5「教科書の質・量の充実について（論点メモ）」について説明

（小川委員）

新しい学習指導要領では、学校や児童の実態に応じて、個別指導やグループ別指導、補充的な学習や発展的な学習等に取り組むことが明記されており、対応した教科書作りは避けられない。

義務教育の無償制から教科書は無償であるが、授業では市販されている練習問題や参考書が多く使われており、多額の学校徴収金として問題となっている。親の負担で副教材を購入するのは避けるべきであり、練習問題等は教科書の中に盛り込むべき。

教科書の不備を補うために、教育委員会主導で充実した副教材を作っているところもあるが、作成に係る教員の負担はかなりのものである。そのような負担は軽減し、子供に向き合える時間にすべき。

また、教科書を充実する際は財政的な担保をしっかりとすべき。

（菅原委員）

現在の教科書で実生活や実社会と関連付けた授業を行うことは若い教員には非常に難しいので、論点メモの3のようになると授業が改善されていく。教科書改革を通して、授業改善につながることを期待したい。

長崎先生の資料にも指摘されている通り、多様性という視点は取り入れていただきたい。10人に一人の子供に特別支援が必要という時代になりつつあるので、いろいろな学び方、解き方があることを取り入れた教科書にしてほしい。世田谷の日本語の教科書は漢字の覚え方等にその点への配慮があつて素晴らしい。

算数では教科書が薄いために、様々なレベルの練習問題が系統なく載っている感じがある。練習問題を系統立てて掲載できれば、どこで躓いているのかが分かるようになる。また、練習問題が少ないのでドリルを買うのが当たり前となっているので、副教材の負担軽減の視点も含めて条件整備をしていただきたい。

教員用の指導書が教員一人に1冊でなく、学年に1冊しかないので活用しにくい。この点についても条件整備をお願いしたい。

(木場委員)

論点メモの1と3についてはぜひこのようにしてほしい。中学2年の子供と理科の勉強を一緒にしたが、法則を教えるだけを目的にしているような教科書で面白くなかった。その勉強をなぜするのか、実生活とどうつながるのかが分かる教科書にしてほしい。

教科書を変えても、実生活や実社会と関連付けるには個々の教員の力量に任せられるところがあるのでその点もお願いしたい。また、教科書の中に練習問題をしっかり掲載して、教科書で勉強を完結できるようにすべきである。

(若月委員)

長崎研究官にお聞きするが、アメリカの教科書は厚く、日本の教科書は薄いのは両国にどのような教科書観の違いがあるからなのか。

(長崎国立教育政策研究所総合研究官)

教科書観というよりも教育制度が影響している。日本では教育課程の基準は全国一つの基準(学習指導要領)だが、アメリカでは各州で基準がある。そのため、教科書会社がより多くの教科書売るにはより多くの州の基準をカバーする教科書にする必要があり、結果として厚くなる。

(若月委員)

日本の教員は教科書に載っている全ての内容を必死で教えようとする。また、日本の教科書は理解や習熟の遅い子供への配慮は厚過ぎ、理解や習熟の早い子供への配慮が少ないので対応が必要。

(安西座長)

各委員の意見を踏まえると、必然的に教科書に書かれていること全部を教えるものという考え方を変えなくてはならない。これは教科書観に関する問題であり、他国の教科書が厚いので我が国も追従するというものではないと考えて

いる。

(田村委員)

教科書については、文部科学省でもたびたび議論されていて、厚くするようにと意見が出されているが実行されていない。保護者や教員の意識が教科書の全ての内容を教えるという意識であるため、必要最小限の厚さの教科書にしてほしいと現場が反対するからである。全ての内容を教えるものではなく、取捨選択して教えるということを強く言わない限り厚くならない。ある教科書会社ではこの点を解決するために、義務教育段階においても発展的、基礎的の二種類の教科書を作っているが、費用が高くなる。

(池田委員)

財政的に豊かな自治体は副教材等を充実させることができるが、そうでない自治体もある。従って、財政基盤により教育の質が損なわれないよう、教科書の内容自体を高いものにすべき。また、教員の質の向上のため、教員用の指導書は全ての教員に行き渡るようにすべき。この点も自治体により差があるのではないか。自治体の財政状況によってバラつきがおきないように、考慮する必要がある。

(小倉国立教育政策研究所総括研究官)

教科書の全ての内容を教えるという意識は危険だと感じている。日本の教科書は、発展的な学習の内容を明確に区別して載せている。誰が見ても発展的な学習の内容と明確に分かるように充実していけば解決できるのではないか。

(長崎国立教育再生策研究所総合研究官)

教科書の改革と教員への援助はセットにすべき。教員の方は指導法の研究はよくとされているが、科学技術の進歩に関する情報等は把握しきれていない。最先端の学者が教員に伝えていくことなどと合わせて、教科書の充実を考えていただきたい。

【その他】

○田村委員（子どもと若者総合支援勉強会座長）より、資料4「子どもと若者総合支援勉強会 中間まとめ」について説明

○事務局より、資料5「大分県教員採用問題」について説明

(木場委員)

千葉大学で教員養成の講義を持っているが、学生は動揺している。不正を許さない仕組みづくりを考えなくてはいけない。各教育委員会において透明性を高める取組をしているが、都道府県によって取組に差がある。透明性が高い教育委員会に合わせるようにすべき。

(篠原委員)

身内意識が強いところほどこのような土壌がはびこるのではないかと。教育再生懇談会としてアピールを出すことを考えてよいのではないかと。

○山谷総理大臣補佐官より、教育委員会及び教職員人事に関する教育再生会議報告、地方教育行政法改正の内容について説明

(若月委員)

文部科学省の通知は弱腰という印象を受けた。「どこでも起こりうる問題であると受け止めてほしい」という文章を入れるべき。大分県教委のような風土は全国に広がっていると思う。

今回の問題を矮小化して捉え、教育委員会は不要と乱暴な議論になることを恐れている。教育委員会制度のプラス面とマイナス面、現在の問題、あるべき姿を議論すべき。ワーキンググループを作って具体的に提言したい。

(田村委員)

教育委員会だけの問題として矮小化することはどうか。教育委員の任命権を持っている首長がもっと責任を果たすべきであり、文部科学省は首長にも通知を出すべき。子供が初めて社会に出るときに出会うのが教員である。教員の世界が今回の問題のようになっていたら子供は希望を持ってない。

(小川委員)

この問題は教員の人事権移譲の問題と表裏一体である。人事権移譲すると、採用の際に一人一人を丁寧に見ることができるが、情実が生まれやすくなるデメリットもある。

教育委員会制度の議論をする前に、採用試験の問題は採用試験の問題として議論すべき。教育委員会一般の問題と大分県教委の特殊性を整理して、どのように透明性・公平性を担保する仕組みを作るか議論すべき。また、管理職登用における透明性・公平性の担保についても検討が必要。

(若月委員)

他の公務員の採用等については人事委員会が担当するが、教員の採用については教育委員会が担当している。教育委員会の役割・機能が十分に発揮されていなかったから今回の問題が起きたのであり、大分県教委だけの話ではない。教育委員会制度の問題と切り離しては考えられない。

(菅原委員)

現場に足しげく通って、研修・研鑽の大切さや倫理観・モラル、自分の職業に対する誇り・プライドを見ていたら、このような問題は起きなかったのではないか。今回の問題の背景には、教員採用の倍率のアンバランスがある。少子化により、地方では小・中学校の統廃合が行われ、倍率は更に上がっていくが、教員養成学部からは一定数の学生が卒業してくることも含めて検討すべき。

(安西委員)

教育再生懇談会として、教員採用、昇任における不正行為に対してアピールを出すべきという意見を出すということによいか。

(異議なしの声あり)

(安西委員)

では、そのようにする。

携帯電話の問題についても、教育委員会の問題についても、ともに丁寧な検討が必要であり、今後の議論の進め方については検討させていただく。